

新潟市秋葉区農業委員会 5 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 5 月 29 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 6 分

2 開催場所 秋葉区役所 603 会議室

3 出席委員 (16 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
委員	3 番	砂原 剛
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
委員	6 番	笠原 綱生
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

3 番	砂原 剛
4 番	佐藤 英一

第 2 議事

議案第 6 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 7 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 8 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について
報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 枝並 孝和
事務局次長 山田 光行
農地係長 田中 学
農地係 真柄 和朗
農政振興係長 白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年5月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、全委員出席となっておりますので、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので3番・砂原委員、4番・佐藤英一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第6号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 6 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権の移転、新津地区 14 件、筆数 109 筆、面積 52,397 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

4 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 2 年 6 月 12 日となります。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 6 号は原案どおり決定しました。
ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員入室)

議長

それでは次に移ります。

議案第 7 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局

の説明をお願いいたします。

事務局
(真柄主査)

議案第7号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてをご説明
します。

議案書5ページ、番号1をご覧ください。

譲渡人A氏、譲受人B氏、

金津地区の案件で、木伏推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、休耕田、1筆218㎡です。

本件は、個人住宅建築を目的とした転用許可申請で、宅地の2筆と一体
利用し、全体としては710.88㎡の計画です。

申請地は、1種、3種いずれの要件にも該当しない、いわゆる中山間2
種農地と判断され、代替性の検討を行ったうえで許可できるものです。

本件の計画は、自己所有宅地との一体的な開発であることから、代替不
能であり、許可相当と判断されます。

なお、本件は農地部会に付されました。

また、権利の移転行為に妨げとなる権利を有する者はありません。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開
かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件につ
いて報告します。

本件の代理人、C行政書士から申請に至った理由について説明してもら
いました。

それによれば、不在地主の譲渡人が、当該土地の隣地の建物の解体と土
地の処分を検討していたところ、不動産屋から、新潟市のHAPPYターンモ
デル事業で定住を希望している譲受人を紹介してもらい、譲受人は宅地を
取得後、宅地面積が不足していたため今回の申請に至ったとのことでした。

いつ頃からの話が尋ねたところ、譲受人がHAPPYターンモデル事業を認
識したのが2年前、土地の紹介を受けたのが1年前とのことでした。

部会としては許可後、計画に従い転用する旨を指導し、申請者もこれを
了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第7号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

議案第8号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてをご説明します。

追加議案書1ページ番号1をご覧ください。

貸付人D氏、借受人E氏、

阿賀浦地区の案件で、杉山委員の担当地区です。

申請地は、田25筆14,449.13㎡、畑1筆316㎡、計26筆14,765.13㎡です。

本件借受人は認定農業者の申請のため、自身が耕作する農地として家族間で使用貸借権を設定するものです。

従って、農地部会省略としております。

次に追加議案書1ページ番号2をご覧ください。

貸付人F氏、借受人G氏、

古津地区の案件で木伏推進委員の担当地区です。

申請面積は、田1筆、畑1筆、計340㎡です。

本件も認定農業者のため親子間の使用貸借権を設定するものです。

本案件は住民票上において別居状態となっておりますが、昨年12月に部会の申し合わせ事項として、同一世帯内の使用貸借と同等とみなすことがで

きるとしており、従って、農地部会省略としております。

2件とも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第8号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第5条転用届出に関する受理について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の6ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり5件受理いたしました。

(真柄主査)

8ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり1件回答しました。

9 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり2件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年5月の定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 砂 原 剛

署名委員 佐 藤 英 一